

災害廃棄物処理要請対応マニュアル

一般社団法人 長崎県産業資源循環協会

(2021年5月)

目次

第1章 基本的事項	
1. 目的	1
2. 支援体制の原則	1
3. 支援体制の組織	1
4. 支援体制組織の所管事項	2
5. 災害廃棄物処理業務請負代金の処理	3
第2章 災害廃棄物処理支援要請に備えての事前対応	
1. 支援体制組織の連絡網の整備	4
2. 支援に係る協会会員への調査と体制の整備	4
3. 協会会員では対応できない技術や資機材、人材等の情報収集	5
4. 平常時における市町との連携	6
5. 協会会員の従業員の資格取得の支援	8
6. 災害廃棄物処理支援に係る契約書及び経費等の事前把握	8
第3章 災害発生時における対応	
1. 実動体制の整備	9
2. 契約事務	10
3. 災害廃棄物処理に使用する施設の廃棄物処理法関係の届出等事務	12
4. 他支部の協力	17
5. 契約業務の開始	17
6. 契約業務の遂行における業務管理報告書の作成	20
7. 契約業務の進捗管理	21
8. 契約業務の完了	21
調査様式	
様式1 災害廃棄物処理支援のための市町事前調査調項	22
様式2 災害廃棄物処理支援要請対応緊急調査票	23
資料編	
資料1 災害発生時における二次災害防止について	24
資料2 球磨川の氾濫における人吉市の災害廃棄物の分別搬入のルール	27
資料3 災害廃棄物処理先の事例	28
資料4 保険	30
資料5 災害廃棄物処理における環境省補助制度	31

第1章 基本的事項

1. 目的

一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下、「協会」という。）は、県及び市町との間で、「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（以下、「災害廃棄物処理協定」という。）を締結しており、その協力内容は、次の通りである。

- ① 災害廃棄物の撤去
- ② 災害廃棄物の収集及び運搬
- ③ 災害廃棄物の処分
- ④ 災害廃棄物の仮置き場の運営
- ⑤ 前記各事項に定める業務の実施に伴い必要となる業務

本マニュアルは、災害発生時において、県や市町から協定に基づき災害廃棄物の処理の要請があった場合に、円滑に業務を遂行できるように必要な事項を定めるものである。

《注記》

- ・災害廃棄物処理の要請内容は自治体において決定されることから、協会は上記①から⑤の要請内容に応じて協力することとなる。なお、災害の程度によっては協会に要請がなく、個別に事業者への入札により災害廃棄物処理が行われる。
- ・自治体から協会に要請がある場合は、災害廃棄物処理協定を根拠に協会への随意契約を前提として要請があるものと考えられる。
- ・要請の期間については、要請自治体との協議による。

2. 支援体制の基本原則

（1）要請市町を範囲とする支部を中心とした現地対応

県又は市町から災害廃棄物処理協定に基づき、協会の事務局（以下、「協会事務局」という。）に災害廃棄物処理の支援の要請（以下、「支援要請」という。）があった場合は、要請市町を範囲とする協会の支部において、支部長を中心として協会事務局と連携して支援体制を整えることとし、当該支部で体制が整わない場合は、他の支部も協力するものとする。

（2）調整役としての事務局機能

協会事務局は県及び市町との調整や契約、県及び市町への報告書作成、支部間との調整など包括的な事務作業に従事するものとする。

3. 支援体制の組織

協会における災害廃棄物処理に係る支援体制の組織は次のとおりとする。

（1）協会本部支援体制組織

支援要請があった場合、協会は、「協会支援対策本部」を設置し、その構成員は次のとおりとする。

- ・本部統括責任者 会長
- ・本部副統括責任者 副会長（支援要請があった市町を範囲とする支部長）
- ・本部員 副会長

（２）協会支部支援体制組織

支援要請があった場合、協会支部は、「支援対策地域本部」を設置し、その構成員は次のとおりとする。

- 地域統括責任者 支部長
- 地域副統括責任者 副支部長
- 地域本部員 支部会員（支部で決定するものとする。）

4. 支援体制組織の所管事項

（１）協会支援対策本部の所管事項

- ① 要請市町及び県との事務的調整
 - 市町及び県からの要請の処理（要請受諾の可否を含む。）
 - 要請受諾の決定
 - 要請市町との契約関係の処理
- ② 支部間の調整
- ③ 支援協力可能な会員の把握と人員、資機材に関する調査

（２）支援対策地域本部の所管事項

- ① 災害廃棄物仮置き場（以下、「仮置き場」という。）の運営業務等幹事企業の決定（会員への事前調査により候補者として登録していた企業から決定する。）
- ② 現地での災害廃棄物処理業務の実施
 - 仮置き場の運営・管理等
 - ・災害廃棄物の搬入・搬出・運搬
 - ・災害廃棄物の管理
 - ・災害廃棄物の重機等による破砕・選別 など

《注記》

- ・被災家屋から一次集積場や路上等に排出された災害廃棄物の回収と仮置き場への搬入は、原則、要請市町が許可又は委託している一般廃棄物処理業者が担当するものと考えられる。一般廃棄物処理業者が対応できないときに、市町からの要請を受けて協会が協力するものとする。
- ・なお、一般廃棄物処理業の団体（長崎県環境整備事業協同組合及び長崎県環境保全協会）も長崎県等と災害廃棄物処理協定を締結している。

③ 支援対策地域本部の事務処理

支援対策地域本部における事務処理は、原則、支援対策地域本部が設置された事業所の職員、支部協力会員企業から派遣された職員、協会が災害廃棄物処理業務のために臨時で採用した職員で対応する。

なお、協会事務局の職員は初動時において協力するものとする。

- 協会事務局及び市町との調整
現場作業にかかる事案について市町との調整を行う。なお、契約事項関係は協会事務局で行う。
- 現場配置職員の采配
協力会員から派遣される職員及び臨時に採用した職員の現場での人員配置の采配と指導を行う。
- 必要な重機の配置
仮置き場において、必要な重機や大型破碎施設等の手配と配置を行う。
- 災害廃棄物の運搬車両の手配

5. 災害廃棄物処理業務請負代金の処理

災害廃棄物処理支援業務については、要請市町と協会とで契約することとし、協力会員企業への支払いは協会を通して行うものとする。

要請市町からの委託契約金の支払いは、通常、業務終了後に行われるため、協会は金融機関から、契約書を証拠として一時的に資金を借り入れ、協力会員企業に支払うことも検討することとし、あらかじめ金融機関と協議しておくものとする。

なお、契約金の支払いについては、中間払いについて要請市町と協議するものとする。

第2章 災害廃棄物処理支援要請に備えての事前対応

1. 支援体制組織の連絡網の整備

協会の会長（以下、「会長」という。）は、災害廃棄物処理協定に基づき緊急的に発生する支援要請に備え、災害廃棄物処理業務に係る協会の緊急連絡網を整備する。

（1）協会の連絡網

協会事務局は、毎年度、会長、各支部長及び副支部長への連絡網を作成し、対象者においてこれを共有するものとする。

（2）協会支部の連絡網

支部長は、毎年度、支部長をトップとする支部内での連絡網を作成し、対象者においてこれを共有するものとする。

2. 支援にかかる協会会員への調査と体制の整備

会長は、支援要請に備えて毎年度、協会の会員を対象に災害廃棄物処理業務への対応可能調査を実施し、これを取りまとめ、第1章の3に定める対象者においてこれを共有するものとする。

（1）調査内容

調査内容は次のとおりとする。

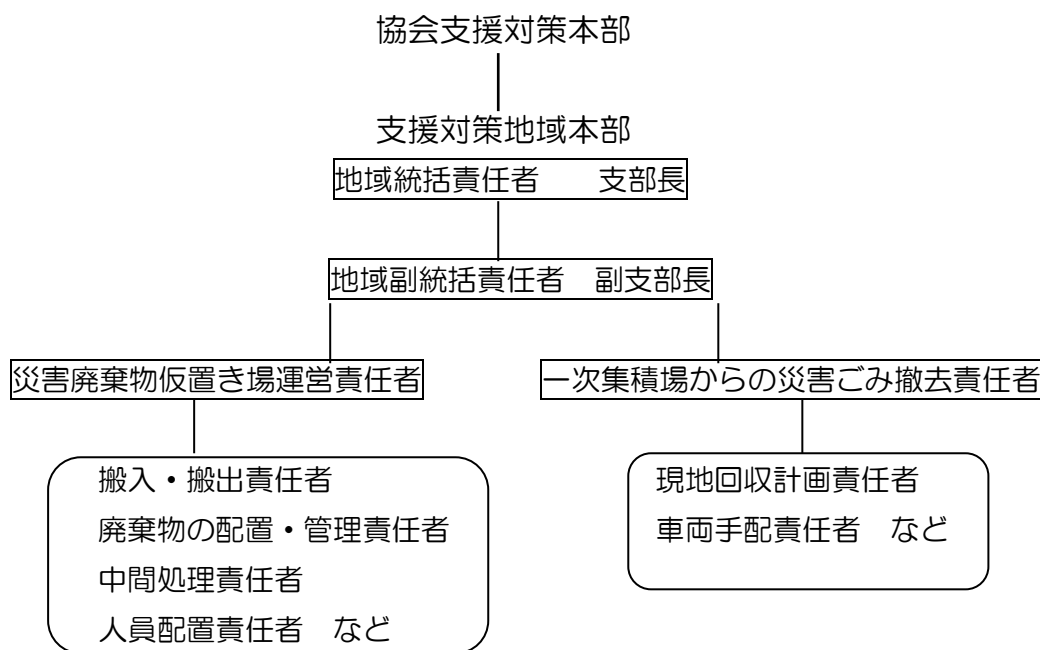
- ・ 災害廃棄物処理業務の事務処理に従事可能な人員数
- ・ 災害廃棄物仮置き場において従事可能な人員数
- ・ 災害廃棄物処理に支援可能な資機材数
- ・ 災害廃棄物処理業務（仮置き場の運営を含む。）にかかる幹事企業として担当可能な会員候補

なお、この調査結果を整理し、協定を締結している県及び市町へ情報として提供するものとする。

（2）調査結果を踏まえた災害廃棄物処理に係る運営体制の仮整備

- ① 協会事務局は前記（1）の調査結果を支部単位で整理し、各支部長に報告するものとする。
- ② 支部長は、前記（1）の調査結果をもとに副支部長と協議し、災害廃棄物処理業務（仮置き場の運営を含む。）の幹事企業候補者を登録し、協会の事務局へ報告する。
なお、幹事企業の主な役割は次のとおりとする。
 - ・ 災害廃棄物処理業務の計画作成及び進捗・管理
 - ・ 人員の配置計画と管理
 - ・ 仮置き場の運営（仮設事務所の設置、廃棄物の配置、資機材の調達・配置、廃棄物の搬入・排出管理
 - ・ 現場の作業や管理に伴う要請市町との調整 など
- ③ 支部長は支援要請を想定し、支部内での災害廃棄物処理に係る仮の運営体制を整備しておくものとする。

《運営体制例》



3. 協会会員では対応できない技術や資機材、人材等の情報収集

協会事務局は、支援要請に際し協会会員では対応できない技術や資機材等の情報を整理しておくものとする。

(1) 技術

仮置き場については、要請市町の意向によって、定期的に保管されている災害廃棄物の量を種類ごとに推計する必要がある、この技術を有する実績のある事業者を把握し、調整しておくものとする。

(2) 資機材

仮置き場において、仮設事務所、仮設トイレ、通信機器、事務機器、移動式の大型破碎機や選別機、重機、鉄板、囲い板、廃棄物の飛散防止のための網等について、リース会社や所有企業の情報を整理するとともに、災害時における提供について確認しておくものとする。

(3) 人材

災害廃棄物処理実績がある他県の協会と調整のうえ、災害廃棄物処理の幹事企業実務の経験者を登録しておき、当協会に災害廃棄物処理の支援要請があった場合は、状況に応じて当該実務経験者に応援を求めるものとする。

また、事務処理対応職員を臨時で雇用することも必要となることから人材派遣会社を整理しておくものとする。

《業務従事者、重機、車両等の例》

項目	主な業務内容、使用目的
施工管理者	業務の全体管理、甲との連絡調整
現場管理者	一次仮置き場及び二次仮置き場の管理
作業員	災害廃棄物の選別、車両、重機等の誘導等
交通誘導員	二次仮置き場の出入口の車両の誘導
重機作業員	重機の操作による災害廃棄物の積み込み、粗破碎
事務責任者	各種伝票の管理、業務管理報告書の作成
事務員	各種伝票の処理、業務管理報告書の作成
移動式破碎機	災害廃棄物の破碎 (処分場の受入基準を満たすための最低限の破碎)
移動式振動ふるい機 移動式トロンメル	災害廃棄物のふるい分け(泥の除去等)
バックホウ	災害廃棄物の搬入・搬出、管理等
リフト	災害廃棄物の搬出、管理等
高圧洗浄車、散水車及び運転手	災害廃棄物の火災の際の初期消火、粉塵発生時の散水
深ボディダンプ及び運転手	災害廃棄物の搬出
土砂ダンプ及び運転手	災害廃棄物の搬出
ユニットハウス・仮設トイレ	仮設現場管理者、作業員等の休憩

4. 平常時における市町との連携

協会事務局及び支部は、市町と仮置き場の運営業務に係る意見交換や訓練等を実施することで連携を深めるものとする。

(1) 災害廃棄物処理にかかる市町への調査

協会事務局と支部長は、支援要請時において仮置き場の運営と処理について速やかに対応できるよう以下の情報を整理するものとする。

① 市町が設定している仮置き場の情報

様式1により市町が設定している仮置き場の情報を収集する。この場合において、協会としての体制から協力できる仮置き場の運営箇所数に限度があることから、市町が優先的利用箇所として位置づけている仮置き場として、面積が広く、大型の車両が通行しやすい場所を市町と協議、選択し整理するものとする。

なお、市町と協議し、あらかじめ仮置き場内の災害廃棄物や重機等の配置図と動線を作成しておくこととする。

② 市町の廃棄物処理施設の情報

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、その処理責任は市町にあるため、災害廃棄物を市町の施設に搬入するにあたり、事前に搬入条件を整理しておくこと

とする。

《搬入条件の事例》

- ・サイズ（搬入するにあたりどこまで破碎すべきか）
- ・車両の規模と積載量（搬入車両の上限はどこまでか、車種の制限はあるか）
- ・1日あたりの最大搬入量（毎日搬入される生活系ごみを除いたところでの災害廃棄物の搬入量）

③ 仮置き場での廃棄物区分

仮置き場における分別区分について市町と協議し整理しておくものとする。

【事例】

区 分	備 考
木くず	木製品を含む
電化製品	家電リサイクル法対象製品とその他の小型家電に区分
瓦	
石膏ボード	
スレート瓦	
コンクリートがら	
金属くず	
畳	
危険物	ボンベ、石油ストーブ、消火器、農薬等
可燃物	プラスチック製品、布団、ウレタン素材等マットレス等
ガラス・陶磁器くず	
粗大ごみ	
マットレス	スプリング使用製品

(2) 初動訓練の実施

会長は支部長と協議し、災害廃棄物処理の協力要請を想定して市町とも連携し、初動訓練を定期的の実施するものとする。なお、訓練の実施要領は別に定める。

① 訓練の頻度

支部ごとに年1回とし、支部管内の市町を対象に順に実施する。ただし、市町から毎年の実施を求められた場合は、極力これに応ずるものとする。

② 訓練の内容

ア 連絡体制訓練

市町からの災害廃棄物処理要請を協会事務局が受け、会長、支部長、副支部長、会員への連絡模擬訓練を行う。

イ 協会支援対策本部及び支援対策地域本部設置訓練

第3章の1の(2)に定める協会支援対策本部及び同(3)に定める支援対策地域本部の設置訓練を実施する。

ウ 実際に支援できる人員・資機材の情報提供訓練

協会事務局は、第3章の1の(4)に定めるように、会員に対し実際に支援・協力できる人員・資機材の情報提供を求める訓練を実施する。

エ 仮置き場設置訓練

市町が設定した仮置き場に出動し、車両の通路確保、災害廃棄物の種類ごとの区域割の訓練等を実施する。

なお、仮置き場の予定地については、市町が公表していないことが多く、設置訓練については、市町とも相談して実施する必要がある。

《事例》

岡山県（環境文化部循環型社会推進課）は以下の訓練を実施

訓練プログラム	内容
仮置き場設置（資機材設置等）訓練	敷鉄板の敷設、散水用資機材、飛散防止用ネット付きバリケードの設置
仮置き場運営管理（搬入車両受入）訓練	災害廃棄物搬入車両の受入手順、不適正疑い車両への対応方法の確認
仮置き場運営管理（前処理）訓練	移動式施設を用いた破碎処理、畳の切断処理作業の確認

5. 協会会員の従業員の資格取得の支援

災害廃棄物仮置き場において、重機は提供できるものの人員の提供ができない場合を想定し、協会会員は従業員に対し、作業に必要な重機についてのオペレーター資格（免許）の取得を支援するものとする。また、資格（免許）は取得しているものの、実際に廃棄物処理現場での実績がないということがないよう訓練をしておくものとする。

仮置き場で使用する重機：ドラグショベル
ホイールローダ
バックホウ

6. 災害廃棄物処理支援にかかる契約書及び経費等の事前把握

協会事務局は、直近に他県で発生した災害において災害廃棄物処理業務を受託した協会から、災害廃棄物処理に係る契約、これに要する経費について、可能な範囲において契約書や単価情報を入手し参考資料として整理しておくものとする。

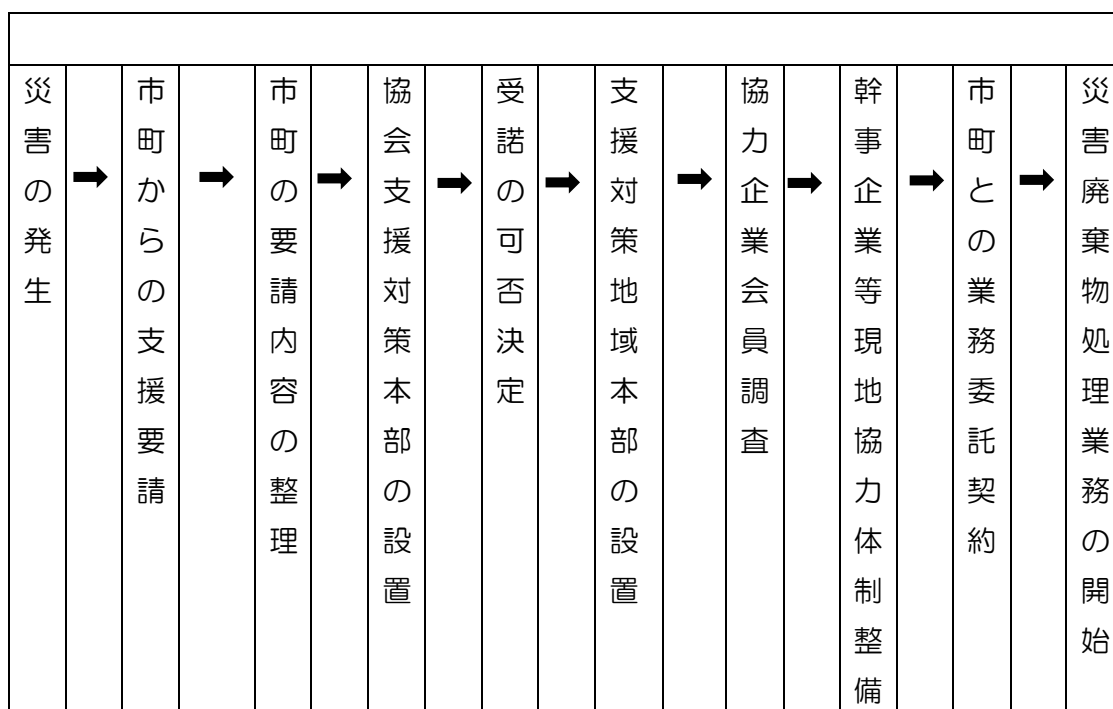
なお、一部経費（現場事務所の通信機器、事務機器、光熱水費、現場事務所までの職員の通勤費、宿泊費等）は災害廃棄物処理における環境省の補助対象外経費となっており、補助対象外の経費の処理について他県の事例を調査しておくものとする。

また、当協会の理事に依頼し、県内の単価も定期的に調査し把握しておくものとする。

第3章 災害発生時における対応

1. 実動体制の整備

初動期における実動体制の整備フローは図のとおりである。



(1) 市町からの災害廃棄物処理の要請

協会事務局は、市町から災害廃棄物処理要請があった場合は、直ちに会長に報告するとともに、市町に対し要請の業務内容について確認、整理する。

(2) 協会支援対策本部の設置、本部員の招集及び要請受諾の可否

会長は、直ちに、協会支援対策本部を設置し、本部員を招集するとともに、詳細な要請内容の説明を協会事務局から受けた後、要請の受諾の可否について決定する。
協会事務局は、上記の決定について要請市町に報告する。

(3) 支援対策地域本部の設置及び地域本部員の招集

要請市町を範囲とする支部長は、協会支援対策本部の意思決定後、直ちに地域本部員を招集し、支援の準備を行う。

(4) 災害廃棄物処理に協力可能な会員の調査

災害廃棄物処理協力会員（以下、「協力会員」という。）は、災害の発生後、県または被災市町からの支援要請の対応状況を様式2「災害廃棄物処理対応状況報告」により、協会事務局の求めに応じ報告する。

なお、会長が早急な調査が必要と判断した場合は、市町からの支援要請の前に調査できるものとする。

協会事務局は、直ちに報告書を集計し、協会支援対策本部及び支援対策地域本部に報告する。

(5) 現地協力体制の構築

- ① 地域統括責任者（支部長）は、協力会員の協力を得て、企業内に現地事務所を開設し、支援対策地域本部とする。

なお、仮置き場などに仮設事務所を設置した場合は、直ちに支援対策地域本部を移転するものとする。

- ② 会長は、必要に応じ、九州地区の協会に対し、災害廃棄物処理実務経験者の派遣を要請する。

- ③ 協会事務局は、直ちに携帯電話及びW i F i ネットワーク回線、P C、印刷機を整備し、連絡体制を整える。

- ④ 地域統括責任者（支部長）は、直ちに第2章の2の（2）に定める運営体制を整備し、協会事務局が調査した協力会員の情報と市町からの要請内容に応じて、作業のスケジュールと分担計画（作業に必要な人員、機材等について協力会員ごとの割り当て）を作成する。

なお、支援対策地域本部は、要請内容について、協力企業の優先順位を決定するものとするが、その際、要請市町を範囲とする支部会員を優先するものとする。

現場業務を統括する者の主な役割は次のとおりとする。

○災害廃棄物処理業務の受託体制の整備・調整

例：協力業者との受託体制の整備、人員や資機材等の確保・調整など

○現場作業管理

例：受託業務進捗管理や工程調整、適正処理状況の確認、労働災害の防止など

○その他の必要な役割

例：協会支部組織との連絡・調整、市町との現場における調整など

- ⑤ 協力会員の資機材が調達できない場合は、地域統括責任者（支部長）は、協会事務局に報告し、協会事務局は、事前に整理していた情報をもとに、リース会社から調達する。

- ⑥ 協力会員は、作業スケジュールや分担計画をもとにした支援対策地域本部からの指示を待って動くものとする。

2. 契約事務

（1）契約協議

協会事務局は、要請市町との災害廃棄物処理にかかる契約事務について協議を開始する。

なお、一部経費（現場事務所の通信機器、事務機器、光熱水費、現場事務所までの職員の通勤費、宿泊費等）は災害廃棄物処理における環境省の補助対象外経費となるので要請市町と十分協議する必要がある。

例：作業見積、受託費用の設定、受託契約など

（2）作業量の推計

要請市町からの被災家屋の数などから次式により大まかな数量を算出し、災害廃棄物の処理に役立てるものとする。

《算出式》

① 揺れ、液状化等による災害廃棄物

発生量 (t) = 原単位 (t / 棟) × 被害戸数 (棟)

※原単位：全壊家屋 117 t / 棟、半壊家屋 23 t / 棟

② 津波による災害廃棄物

発生量 (t) = 原単位 (t / 棟) × 被害戸数 (棟)

※原単位：全壊 117 t / 棟、半壊 23 t / 棟

床上浸水 4.6 t / 世帯、床下浸水 0.62 t / 世帯

③ 種類別廃棄物発生量 (t) = 発生量 (t) × 種類別割合 (%)

※種類別割合

(単位：%)

種類	全壊	半壊	火災		浸水	
			木造	非木造	床上	床下
可燃物	18	18	0.1	0.1	56	56
不燃物	18	18	65	20	39	39
コンクリートがら	52	52	31	76		
金属くず	6.6	6.6	4	4	5	5
柱角材	5.4	5.4	0	0		

(3) 契約にあたっての必要書類

協会は、自ら災害廃棄物処理業務を行うことはないので、協力会員企業に再委託することとなる。支援要請市町に対し、再委託の承諾をうるにあたり、協力会員の情報を書類として提出する必要がある、協会事務局は、その提出すべき書類の提出を協力会員に求める。

(提出が求められる可能性のある書類)

ア 車両関係 (写し)

- ・車検証
- ・写真
- ・保険 (自賠責及び任意保険)

イ 廃棄物処理関係 (写し)

- ・廃棄物処理施設設置許可証
- ・廃棄物処理業許可証
- ・使用機器の型式や能力、権原を証する書類

ウ 職員関係 (写し)

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証
- ・運転免許証

- 重機等の取扱い資格証
- 社会保険

【参考】

廃棄物処理法施行令（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四～九 （略）

廃棄物処理法施行規則（抜粋）

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

第1条の7の6 令第4条第3号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

一 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。

二 受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 市町村と当該受託者の間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。

三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。

四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

3. 災害廃棄物処理に使用する施設の廃棄物処理法関係の届出等事務

(1) 協力会員の施設（固定式）が要請市町と異なる市町内に位置する場合

協力会員の施設が要請市町と異なる市町内に位置する場合は、災害廃棄物の処理・処分を要請した市町が、該当する市町に対し、その旨通知することになるので、要請市町の求めに応じ、必要な情報を提供するものとする。

【参考】

廃棄物処理法施行令（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地

(2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ （略）

(2) 産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理施設としての届出事務

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、既存の産業廃棄物処理施設（法の設置許可対象施設に限る）を使用するためには、長崎県知事（長崎市長、佐世保市長）に届出を要するので、協会事務局は、協力会員に届出書類の作成と提出を指示する。

（届出内容）

○法第15条の2の5第2項に規定する届出書類（以下の法令参照）

注）本届出に係る様式は定められていないため、当面、同条第12条第1項の届出様式を準用し、「非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域」（法施行規則第12条の7の17第1項第9号）の項目を追加で記載して届出することとする。

○要請市町と協会の委託契約書の写し

調整事項：委託契約書の添付のみでよいか。

使用する機材の一覧表を作成、提出する必要があるか。

なお、災害廃棄物の処理について、会員が個別に契約した場合は、会員企業と市町との委託契約書の写しを提出すること。

【参考】

廃棄物処理法（抜粋）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第15条の2の5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

廃棄物処理法施行規則

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第12条の7の16 法第15条の2の5第1項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（略）とする。

- 一～六 （略）

2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第15条の2の5第1項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 第1項第1号から第5号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第2条の3第1号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であって、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第12条の7の17 法第15条の2の5第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 六 産業廃棄物処理施設の能力
- 七 法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件
- 八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み
- 九 前条第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

2 (略：届出書の時期)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第12条の5に規定する許可証の写し(産業廃棄物処理施設の許可証)
- 二 (略：不要)

(3) 会員企業が有する施設で産業廃棄物処理施設の許可対象施設とはならないものの一般廃棄物処理許可対象施設となる機械設備を使用する場合や他県から廃棄物処理法の設置許可対象となる機械設備を搬入し設置する場合

リサイクルを行うために会員が有する選別施設や圧縮施設等は産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、廃棄物処理法第15条の2の5第1項の対象とはならない。従って、これらの施設が一般廃棄物処理施設の許可対象規模に該当する場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可申請手続きを所管監督庁に行う必要がある。なお、既に一般廃棄物処理施設の許可を有している場合はその必要はない。

また、他県の企業やリース会社から廃棄物処理法の許可対象となる一般廃棄物処理施設に該当する機械設備を搬入し設置する場合も同様である。

申請にあたっては、設計図や能力、環境面への影響等必要な書類の添付が必要であり、災害廃棄物処理業務に支障がでないよう書類の作成は実績のある専門の業者に委託するものとし、協会事務局は、平時からその業者と調整しておくものとする。

また、一般廃棄物処理施設には、技術管理者を置く必要があり、リース会社等が機材を調達する場合は、設置許可申請者は、協力会員の中から、技術管理者を雇用している企業が代表者となって申請するものとする。

当然ながら、設置許可にあたっては、災害廃棄物の処理が終了するまでの期限付き許可となる。

【参考】

廃棄物処理法（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第8条 一般廃棄物処理施設及び（中略）を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物の処理能力
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 （略）
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。（略）

4～6 （略） ※焼却施設と最終処分場以外の一般廃棄物処理施設は告示縦覧の義務なし

（技術管理者）

第21条 一般廃棄物処理施設の設置者（略）又は産業廃棄物処理施設（略）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。（略）

2～3 （略）

廃棄物処理法施行令（抜粋）

(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（中略）のごみ処理施設とする。

注) 廃棄物処理法第9条の3の3第2項の規定による条例が制定された市町にあっては、市町内にある施設で処理能力が5 t /日を超える場合は、廃棄物処理法第8条第2項の書類に生活環境影響調査結果を添えて都道府県知事に届けることによる特例措置があるが、長崎県内の市町は制定していないため、適用することはできない。

4. 他支部の協力

被災市町から要請を受けた支部の協力会員だけでは十分な人員、資機材等が確保できないなど対応が困難であることが見込まれる場合には、当該支部長からの依頼により、会長が、他支部長に協力を要請する。

5. 契約業務の開始

協会が受諾する災害廃棄物処理業務には大きく3つの流れがある。

① 発生現場→市町が指定する中間処理施設若しくは最終処分場

※発生現場からの搬出は、原則一般廃棄物処理業者団体の範疇になるものと考ええる。

② 発生現場→仮置き場→市町が指定する中間処理施設若しくは最終処分場

③ 仮置き場→市町が指定する中間処理施設若しくは最終処分場

なお、業務の内容によっては、要請市町が個別に事業者が発注することもあるので、業務については市町と十分に協議しながら実施するものとする。

(1) 仮置き場関係業務

① 設置確認業務

ア 仮置き場の設置・運營業務の要請があった場合は、車両の通行に支障がないか確認する。仮に、災害ごみが道路に排出され、車両の通行に支障がある場合は、市町と協議し、対応するものとする。

イ 仮置き場の設置について、必要な資機材を整理し調達する。なお、事前に災害仮置き場の廃棄物配置図が作成されていた場合は、これを参考に必要な資機材を調達する。

② 仮置き場の整備

市町の担当職員と調整し、事前に作成された配置図がある場合は、これを参考に仮置き場の整備を行う。

ア 搬入される廃棄物の区分け配置の設定と標識の設置

イ 搬入及び搬出用通路の確保と整備

通路等に鉄板が必要な場合は、必要な鉄板の手配と設置

ウ 災害廃棄物が飛散流出しないように周囲を囲うこと。また、台風による飛散防止の観点から、漁網等の網を準備すること

エ 高圧洗浄車両の配置

廃家電等をリサイクルするにあたり、泥等の付着物を除する必要がある。また、火災の発生や予防の観点から散水車両としての機能をもつ。

オ 仮設の現場事務所（エアコン付き）、仮設トイレ（手洗い用水タンクの設置を含む）、電気工事、事務所に必要な備品等、現場での管理に必要な事務所を整備する。

③ 災害廃棄物の受入業務

ア 災害廃棄物搬入車両の誘導

災害廃棄物搬入車両の誘導を行う。

イ 災害廃棄物を降ろす際の指示

仮置き場において、廃棄物が混合されないよう分別区分に従って降ろすことを誘導する。

④ 災害廃棄物の分別

災害廃棄物が混合している場合は、仮置き場内でこれを分別する。

⑤ 仮置き場内での災害廃棄物の積み込み・運搬業務

指示された廃棄物の搬出用車両への積み込みと搬出誘導並びに運搬業務を行う。

なお、不燃物や土砂系廃棄物など比重が重たい廃棄物を積み込む場合は過積載にならないよう十分注意する。

⑥ 破碎機等廃棄物処理施設の整備と稼働

仮置き場で中間処理を実施する場合は、中間処理施設を設置し、稼働させる。

⑦ 仮置き場の維持管理業務

ア 災害廃棄物仮置き場で従事する人員の管理

イ 災害廃棄物仮置き場で使用する重機の管理

ウ 仮置き場の運営業務における留意事項（別添「災害発生時における二次災害防止について」（熊本県産業資源循環協会作成）参照）

幹事企業及び協力会員は、仮置き場の運営にあたり次のことを留意する。

- ・ 廃棄物処理法や労働安全衛生法などの関係法令の遵守
- ・ 災害廃棄物の分別管理の徹底
- ・ 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散等による汚染拡大の防止
- ・ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する等の清潔の保持
- ・ 火災や爆発事故の防止
- ・ 現場作業者の安全管理の徹底

《主な環境対策等の取組事例》

排出ガス対策	排出ガス対策型建設機械の活用、アイドリングストップの鉄蹄等
粉じん対策	中間処理施設用地の必要部分に鉄板敷設

	道路及び仮置場に散水 運搬車両のタイヤ洗浄施設の設置 風向風速計を設置し、強風時は作業停止
騒音・振動対策	仮囲いの設置
水質対策	場内排水は、沈砂池を設置し汚れを沈殿させた上で場外排水
悪臭対策	受入れする廃棄物からの生ごみ等の除外の徹底
環境モニタリング	風向風速、騒音・振動の測定
火災防止対策	適切な廃棄物の仮置き（高さ、危険物の除去等） 温度計測の実施 高温箇所への適切な対応（原因物質の除去、切り下げ等） 初期消火体制の構築（関係機関との連絡体制、散水機器）
害虫対策	定期的な薬剤散布

⑧ 仮置き場から廃棄物を搬出する車両台数と搬出量、搬出した廃棄物の種類の把握

⑨ 災害廃棄物とは関係がない廃棄物が搬入された場合への対応

明らかに災害廃棄物とはみなすことができない廃棄物（目視による判断）が搬入された場合は、搬入を拒否するものとし、問題が発生した場合は、市町の指示を仰ぐものとする。

なお、現場での混乱を避けるために、搬入者には市町発行の罹災証明書を提示するなどの仕組みを設けるよう市町に依頼する。

⑩ 生活系ごみへの対応

搬入された廃棄物の中に生活系のごみがあった場合（例えば、冷蔵庫の中にあった食品等）は、これを別に保管し、市町と協議のうえ、市町の委託を受けた一般廃棄物処理業者へ渡すものとする。

(2) 仮置き場からの搬出業務

仮置き場からの災害廃棄物の搬出を運搬業者や搬出先と調整しながら行う。なお、仮置き場から処分施設までの搬出業務が協会の受託業務でなく、別途、市町の入札により行われる場合は、受注業者と調整しながら仮置き場の運営業務を遂行する。

《早く搬出する廃棄物一覧》

（出典：災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル

（一般社団法人日本災害対応システムズ初動対応部会作成）

品目	早く搬出する理由
可燃混合物	面積占有が大きく飛散リスクがある
畳	面積占有が大きく時間とともに臭気が強くなる
家電リサイクル品	面積占有が大きい
木くず	面積占有が大きい
金属くず	面積占有が大きい

危険物	不審者のいたずらによる火災リスク
-----	------------------

(3) 災害廃棄物の中間処理業務

災害廃棄物の中間処理を行う。なお、災害廃棄物の中間処理業務が協会の受託業務でなく、別途、市町の入札により行われる場合は、受注業者と調整しながら、仮置き場の運営業務を遂行する。

《主な中間処理後物の処理方法事例》

中間処理物の種類	主な処理方法
可燃物	焼却にてエネルギー回収
木くず	焼却にてエネルギー回収
不燃物	埋立
金属類	再生利用
再粒物	覆土材として再生利用
危険物	品目に応じて適正処分

(4) 道路等からの災害廃棄物の撤去業務

住居等から道路などに搬出された廃棄物については、原則、一般廃棄物処理業の団体が撤去作業を行うと思われるが、同団体で間に合わず、市町から協力要請があった場合は、以下のように対応する。

- ① 廃棄物撤去場所、搬入先、撤去する廃棄物の種類、量、積み込みにあたっての機材の必要性、分別積み込みの是非を確認する。
- ② 支援対策地域本部は、市町が求める撤去の期限と①の結果から必要な車両と台数、員数を算出し、確保する。なお、車両等の確保が難しく期限までに撤去が困難な場合は、市町と調整する。
- ③ 積み込む場合は、原則、災害廃棄物の分別区分にそって積み込むものとする。

6. 契約業務の遂行における業務管理報告書の作成

環境省の災害関係補助制度では、業務遂行を確認できるものとして次のような資料の提出を求められるのでこれに対応できるよう、員数や数量の把握が必要である。

- 労務費・・・作業日報一覧、作業日報、業務日誌、計量証明書等
- 重機借上料・・・作業日報一覧、作業日報、業務日誌、運行記録等
- 処理処分費・・・伝票、計量証明書等
- 燃料費・・・燃料使用一覧、走行距離一覧等（使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録等）

(1) 仮置き場の運営・管理

- ① 配置人員の管理

運営・管理者は、毎日の出勤者の氏名、派遣企業名の日報を作成する。
- ② 搬出車両の管理

ア 運営・管理者は、廃棄物の搬出車両について、企業名、車のナンバー、運転者名、搬出先、搬出廃棄物の種類、搬出時刻、搬入時刻等について日報を作成する。

イ 運転者は、搬出時刻、搬入時刻、搬出廃棄物の種類、搬入先で計量した廃棄物の重量、事務所へ戻った時刻を記録するとともに、廃棄物の計量証明を提出する。

ウ 仮置き場からの搬出時の積載量の把握

※仮置き場の搬出から指定された搬入先までの間に積載した廃棄物に重量の変化がないことを証するために、要請市町より搬出時に積載量の計量を求められた場合は、仮置き場から最も近い会員の計量機または、仮設の計量機を設置し（要請市町の了解をとることが前提）、計測後、搬入先まで運搬する。

③ 中間処理施設や重機の管理

運営・管理者は、仮置き場で稼働する中間処理施設や重機について、企業名、中間処理施設の運転者名、重機の運転者名、稼働時間について日報を作成する。

④ 仮置き場内の災害廃棄物量の把握

運営・管理者は、その日の作業終了時に、仮置き場内の写真を撮影し、これを保管する。なお、要請市町から廃棄物量の定期的な把握を求められた場合は、別途、専門業者に依頼し、廃棄物量を推計する。

(2) 道路等からの災害廃棄物撤去業務

① 業務責任者は、撤去業務に従事した企業名、車両、運転者名、重機の種類、作業員名を記録する。

② 業務責任者は、撤去した廃棄物の種類及び搬出量を記録する。

③ 業務責任者は、撤去前、撤去後の写真をとり、記録する。

7. 契約業務の進捗管理

協会事務局は、支援対策地域本部において作成される業務日報や災害廃棄物の残存量、資機材の調達状況などの情報を整理し、協会支援対策本部に報告するものとする。

8. 契約業務の完了

(1) 業務終了報告書の作成

協会事務局は、逐次、日報を整理するとともに、業務報告書（精算に必要な書類を含む。）を作成する。

(2) 業務の完了

契約に基づく業務実績報告書の提出、委託金の受領をもって業務の完了とする。

様式1

災害廃棄物処理支援のための事前調査項目
(災害廃棄物仮置き場関係)

仮置き場の名称				
所在地				
現地の状況	面積			
	土地の形状			
	通常の利用状況			
	敷地内障害物状況			
	土地基盤の状況			
	土地転圧の必要性			
	敷地への出入口	出入口の数		
		出入口の幅		
		通行可能車両規模		
	搬入・搬出道路	通路の数		
		道路幅		
		対面通行の可否		
		通行可能車両規模		
	敷板の必要性と数	必要性:		
		数:		
	電気系統の状況			
暗渠排水管の状況				
上水道の状況				
公衆トイレの状況				
現場事務所の設置の可否				
現場作業員車両用駐車スペースの確保				
破碎機等中間処理設備の設置の可否				
仮置き場内車両通路の確保の可否				
仮置き場の位置づけ				
保管する廃棄物の種類				
保管可能な災害廃棄物量(推計値)				
特記事項				

様式2

年 月 日

災害廃棄物処理協力会員 各位

(一社)長崎県産業資源循環協会 会長 吉村純男

年 月 日、 市(町)より災害廃棄物処理の支援要請がありましたので、
貴社において派遣できる人材、提供できる資機材について本書により至急回答願います。

企業名				記入者		
人材	事務員	員数		期間		
	作業員	員数		期間		
資機材	重機	種類				
		能力				
		期間				
		取扱者派遣の有無				
	破 碎 施 設 (移動式)	対象物				
		能力				
		期間				
		取扱者派遣の有無				
	破 碎 施 設 (固定式)	対象物				
		能力				
		期間				
	選別機 (移動式)	種類				
		対象物				
		能力				
		期間				
		取扱者派遣の有無				
	選別機 (固定式)	種類				
		対象物				
		能力				
		期間				
車両	種類					
	積載能力					
	クラムの有無					
	期間					
	台数					
トレーラー	積載能力					
	台数					

災害発生時における二次災害防止について (熊本県産業資源循環協会作成)

1. 分別

- 仮集積場には、住民が直接持ち込むことが予想されるが、できるだけ早い段階での分別が望ましいことから、品目別に置くよう協力を促す。
- 一度混合物になると、後からの分別は相当困難であり、また堆積汚泥等による汚れや運搬時の混載による破壊の可能性もある。
- 有害性・危険性がある様々な製品が混入している可能性があり、作業や保管・処理における安全性確保のため、できるかぎり抜き出し、分別しておくことが望ましい。

2. 有害性・危険性物の取扱い

(1) 有害・危険ごみ

①集積場

- 有害物の地下浸透防止のために、地面に遮水シート等を敷くこと。
- 散乱のおそれがあるものは、ドラム缶に入れること。

②種類

区分	品目
有害物質を含むもの	農薬類、殺虫剤、その他薬品（家庭用ではないもの）
	塗料
	電池類（密閉型蓄電池、ニッケル・カドミウム電池、ボタン電池、カーバッテリー）
	蛍光灯、水銀温度計（体温計を含む）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル
	有機溶剤
	高圧ガスボンベ
	カセットボンベ、スプレー缶
	消火器
感染性廃棄物（家庭）	注射器針

(2) PCB使用機器（トランス（変圧器）、コンデンサ等）

①分別

- 他の廃棄物と一緒に取り扱わないで分別すること。
- 工場や大型の建物内には、PCB使用機器が存在する可能性があるため、可能な限り建物所有者等にトランス等の電気機器の有無について事前に確認する。

○がれきの中にPCBをトランス等の電気機器が混入している可能性があるため、災害廃棄物に含まれていた鉄くず等の破砕等を行う場合には、トランス等の電気機器を破砕しないよう十分注意する。

②PCB使用機器か否かの判別

○製造時期が昭和50年（1975年）以降の国産の機器はPCB使用機器ではないと判断してよい。

○製造時期が昭和49年（1974年）までの機器は製造会社に問い合わせる。

○電柱に取り付けられている柱上トランス（柱上変圧器）は製造時期に関係なくPCB使用機器ではない。

③保管

○指定した保管場所で保管する。

○保管場所には、PCB廃棄物の保管場所である旨表示する。

④破損・漏洩になった場合の応急措置

○漏洩箇所を上にして置く。

○密閉性のある容器に収納する。

○漏洩の程度が「しみ漏れ」程度の軽微な場合は、目止め材等による補修を検討する。

○地面にしみ込んだ形跡がある場合は、その場所をビニールシートで覆う。

○行政機関にただちに報告し、その指示に従う。

(3) 石綿（アスベスト）が混入したもの

①仮集積場

○吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。

○災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いがある物を除去・回収した場合には、十分な強度を有するプラスチック袋を用いて梱包したうえで、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないよう区別して保管、運搬する。

○保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

②処理

○石綿の付着・混入が疑われるものについては、リサイクルせずに熔融処分または埋立処分を行う。

3. 火災防止

(1) 可燃性廃棄物

○木質系廃棄物：家屋系大型木材、混合可燃物、畳類、家具類等

○石油系廃棄物：灯油が入ったストーブ、ガソリンが入ったバイク・農機具等、有機溶剤系塗料、その他廃油

○タイヤ類

○カセットボンベ、スプレー缶

○その他

(2) 集積場におけるリスク対策

○発火と発熱防止の観点から、木くずや可燃物は高さ5メートル以上に積み上げないようにする。

○バイク等の鉛蓄電池やタイヤ、ストーブ類は火災発生の原因となるので集積場から取り除く。

○内部にガスが残存しているままのボンベは、重機による作業等で破砕や選別作業時に発火、爆発の危険があるため、可能な限り他の廃棄物と分離する必要がある。

○万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2メートル以上設ける。

○消火器を準備しておく。なお、廃棄物として持ち込まれた消火器をまとめて保管しておき、いざというときに利用する。

4. その他（洪水堆積汚泥等）

(1) 想定される環境・健康リスク

○臭気、公衆衛生（病原菌等）、油、有害物質等が考えられる。

○処分方法決定の判断基準には、土壤汚染防止法による土壤環境基準、建設混合廃棄物の熱しゃく減量、含水率などの基準が考えられる。

(2) 集積場での処置

○作業に際しては、マスク及びゴーグル、手袋を着用する。

○堆積汚泥には、様々なものが混合している可能性があるため、搬出場所において性状を確認しながらの集積が望ましい。少なくとも、油や化学薬品等で汚染の疑われる堆積汚泥は分けて集積する。

○搬入直後に、できる限り搬入量を記録した後、現場処理を行っていない場合には、腐敗防止措置（消石灰散布）並びに表層改良による飛散防止措置を行う。

球磨川の氾濫における人吉市の災害廃棄物の分別搬入のルール
 (人吉市のホームページより作成)

No	受入品目	分別ルール
1	コンクリートがら	
2	コンクリート二次製品	セメント瓦を含む
3	アスファルトがら	
4	自然石・庭石	
5	木くず(柱・梁)	石膏ボード等は外すこと
6	木くず(生木・木製家具類)	家具類は中身を出すこと
7	畳・むしろ	
8	土壁・泥壁	
9	石膏ボード	品目ごとにフレコンバッグに入れて、マジックで内容物を記載 ※ただし、黄色、オレンジ色の搬入許可証車については、土のう袋での搬入も可とし、仮置場にて仮置場運営委託先が準備したフレコンバッグに搬入者自身の手で移し換えること。
10	スレート・サイディング・ケイ酸カルシウム板・コロニアルくず	
11	石綿含有廃棄物	
12	木毛セメント板	
13	断熱材(保温くず)	
14	瓦(焼き瓦)	セメント瓦を除く
15	ガラス・陶磁器	
16	レンガ・タイル	
17	金属くず	
18	リサイクル家電5品目(洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機)	品目ごとに分けて降ろすこと
19	その他家電(パソコン・電子レンジなど)	
20	ソファ・ベッドマット	
21	可燃物・布団・カーテン・衣類・紙くず・プラ製家具類・塩ビパイプ等	
22	処理困難物 (蛍光管・電池・バッテリー・石油ストーブ・ソーラーパネル・廃タイヤ・ガスボンベ・カセットボンベ等)	品目ごとに分けて降ろすこと
23	解体残さ(土砂混じりがれき)	

災害廃棄物処理先の事例

出典：災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル

（一般社団法人日本災害対応システムズ初動対応部会作成）

災害廃棄物の種類	発生量	処理先	備考
混合廃棄物（可燃系）	大	自治体焼却施設、民間処理施設	民間焼却施設を活用する場合、残渣物も一般廃棄物なので最終処分先との手続きが必要
混合廃棄物（不燃系）	中	自治体・民間管理型最終処分場	
土のう入り土砂	中	自治体・民間管理型最終処分場	水害時に発生
木製家具	中	自治体処理施設・民間処理施設	粗大ごみ又は木くずとして処理
生木（庭木）	中	民間処理施設	強風の場合発生
木くず	中	民間処理施設	地震時に多く発生
家電（リサイクル4品目）	大	家電リサイクル業者	家電リサイクル券（自治体用券）活用
家電（その他）	中	スクラップ業者（処理）	ストーブの灯油・電池を抜く
パソコン	小	パソコンリサイクルルート	パソコン3R推進協会
金属くず	中	スクラップ業者（有価買取）	
ガラス	小	自治体・民間安定型最終処分場	鉄箱等に入れる
陶磁器くず	小	自治体・民間安定型最終処分場	鉄箱等に入れる
畳	中	自治体処理施設	水害時は短期間で大量に発生
ソファ、マットレス	中	自治体処理施設	可能なら仮置き場で解体し可燃物と金属に分ける
布団	小	自治体処理施設	
ブロック塀	中	自治体最終処分場、RCプラント	地震時には多く発生
窯業系サイディング	小	自治体・民間安定型最終処分場	
スレート瓦	小	自治体・民間安定型最終処分場	石綿含有物を除く
セメント瓦	小	自治体最終処分場、RCプラント	
和瓦	小	自治体最終処分場、リサイクルプラント	地震時には多く発生
石綿含有物	小	自治体・民間管理型最終処分場	フレコン等に保管
ソーラーパネル	小	専門業者	仮置き時にも発電するので注意
タイヤ	中	タイヤリサイクル業者	雪国で多く発生
消火器	小	日本消火器工業会より業者紹介	
プロパンガス	小	LPガス協会より業者紹介	

スプレー缶	小	専門業者	
高圧ガスボンベ	小	専門業者	
ペンキ	小	専門業者	
農薬	小	専門業者	
内容物不明液体	小	専門業者	
灯油	小	専門業者	
乾電池	小	専門業者	
バッテリー	小	専門業者	
バイク、農機具	中	E L Vリサイクル機構	
貴重品、弾丸、刀	小	市町村へ報告後警察に届出	記録を残す

保 険

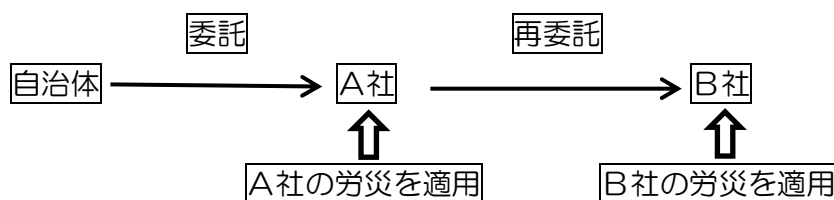
出典：災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル

（一般社団法人日本災害対応システムズ初動対応部会作成）

1. 労災保険

(1) 仮置場の管理

仮置場での作業には、下図のとおり、仮置場で作業する各社の労災保険が適用される。



(2) 運搬業務

シート掛け作業等のための荷台への昇降や、荷下ろし時に観音開きの扉を開けた際等で運転手が被災した場合は、運搬会社の労災が適用される。

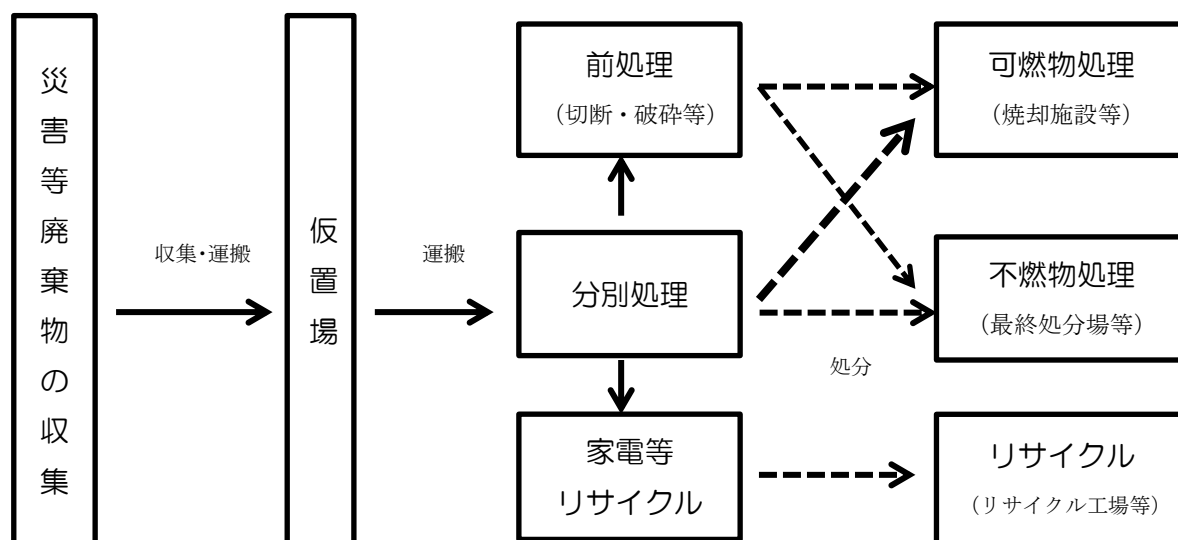
2. 損害賠償責任保険

災害廃棄物処理業務では、重機、搬入車両、搬出車両が錯綜し、想定外の事態が起こる可能性がある。そのため万が一に備えて損害賠償責任保険に加入すべきだが、本業務は発災直後から始まり、当該業務に対する個別の損害賠償責任保険をかけられないことが多い（契約金額が分からないと保険料が決まらないため）。無保険での作業実施を避けるため、年間包括契約の損害賠償責任保険（商品名は保険会社により異なる）に加入している会社が受託するか、業務開始後可能な限り速やかに保険に加入する。金額が早く確定し、仮契約を結べる場合は個別スポット契約の保険による対応も可能となる。なお、再委託先企業による過失もカバーできるか確認すること。

対応可能な保険の種類としては、事業者総合賠償責任保険、請負業者賠償責任保険といったものとなる。詳しくは保険会社・保険代理店に問い合わせ、相談すること。

災害廃棄物処理における環境省補助制度

1. 補助対象範囲



2. 補助先

市町村（一部事務組合等を含む）

3. 要件

(1) 事業費

政令指定都市 事業費80万円以上

その他の市町村 事業費40万円以上

(2) 気象等の条件

降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの

暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの

高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの

地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし）

積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超かつ1m以上

その他：異常な天然現象によるもの

など

4. 補助率

1/2

5. 地方財政措置

(1) 通常災害時

地方負担の80%について特別交付税措置

(2) 激甚災害時

激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、(1)の地方負担の残り20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置